

計画の推進体制

本計画では、町内の様々な団体・組織を総括する自立的な組織をこの10年間で作り上げ、行政(役場)とともにその総括的な組織が中心となって諸事業を展開することで、町全体のスポーツ振興が図られるというイメージが描かれています。

なお、その扇の要には、これまでの実績と託された本来的任務を踏まえるならば、「スポーツ推進委員(会)」が位置付き、積極的に推進役としてリーダーシップを発揮することになります。また、具体的に事業を実行する機関ではありませんが、「多可町生涯スポーツ振興委員会」は計画の進捗について大局的な視点で検討をしていくことが求められます。

ただ、最終的には「一人ひとりの町民」の自立的な関わりや行動こそが、多可町のスポーツを作ることは言うまでもありません。

計画の進捗管理

本計画を着実に進めるために、「多可町生涯スポーツ振興委員会」において、計画に関わる施策の確認、点検を毎年度行います。さらに、策定時から5年後を目処に中間評価を行い、様々な情勢の変化に応じて見直しが必要となった場合には適宜実施します。



第2次多可町生涯スポーツ振興基本計画

スポーツを通じた多可の
健康づくり、仲間づくり、まちづくり

[概要版]

第2次多可町生涯スポーツ振興基本計画

平成31年(2019年)3月

編集・発行：多可町生涯学習課

〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上 281-51

TEL：0795-32-5122 FAX：0795-32-1937

<https://www.town.taka.lg.jp/>



多可町

計画策定の背景

町では、平成 21 年(2009 年)に多可町生涯スポーツ振興基本計画を策定し、事業の展開を行ってききましたが、この 10 年でスポーツをめぐる状況は大きく変化しています。

国においてはこれまでの指針であった「スポーツ振興法」が改訂され「スポーツ基本法」、「スポーツ基本計画」が策定されています。青少年の健全育成、成人の心身の健康の保持増進、人と人と、地域と地域との交流促進といった、スポーツが果たす多面的な役割の具体的な実現については、国を挙げて積極的に取り組む時代になってきたといえます。また、その中では、県や市町のすべての行政が積極的にスポーツを展開する責任があると明示されています。

このような変化に加え、多可町のこの 10 年の取り組みの成果と課題や町民への意識調査を踏まえつつ、第 2 次多可町生涯スポーツ振興基本計画を策定します。

計画の位置づけ

国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ振興計画などの関連する他の計画に配慮しながら、平成 29 年策定の「第 2 次多可町総合計画」及び「第 3 次多可町健康増進計画」等との整合性を図り、多可町独自の計画として策定するものです。

スポーツによって、多可町総合計画の基本理念「天たかく 元気ひろがる 美しいまち多可～人がたからのまち きらり輝くまち～」を実現するために、町民の健全なスポーツ実施と健康づくり・体力づくりの基本的な取り組み、町民自身に期待する活動を示しています。

計画の期間

2019 年度から 2028 年度まで、今後 10 年間にわたるスポーツ振興の目標と目標達成のための方針を示すものです。なお、計画期間中においても、本町におけるニーズ、国や社会の動向を踏まえて必要に応じて見直しも行っていきます。

基本理念

スポーツを通じた多可の健康づくり、仲間づくり、まちづくり

- 健康づくり** スポーツを通してすべての町民が、心も体も健康で生き生きと元気に生活する
- 仲間づくり** サークルやクラブ、集落単位で活発にスポーツすることで仲間を広げる
- まちづくり** 個人やサークル・団体など町民が積極的に事業の企画・運営に参加、協働していく多可(まち)をつくる

基本方針①

心も体も健康で元気にスポーツに関わる人(人口)の増加

多様なニーズ・リクエストに応じ、「する」はもちろんのこと「みる」「ささえる」などスポーツに関わる人を増やしていきます。

【子どもと青少年の元気・健康づくり】

様々なスポーツ(運動)遊びに親しむ機会の充実
学校における体育のさらなる充実と活性化
運動部活動の新たな展開の模索と検討

【成人(高齢者含む)の元気・健康づくり】

既存サークル(スポーツ・健康づくり)の情報発信・共有
外部講師等による健康支援プログラム提供の充実
町民提案型スポーツ事業の実施支援
新設サークル活動部門の開拓と支援

【障がいのある人へのスポーツの推進】

障がいのある人のスポーツニーズの把握
障がい者スポーツについての理解の向上

基本方針②

スポーツを通じた地域のつながりの活性化

運営者、参加者が重複・固定化しつつあるスポーツ事業の見直しのとともに新たなつながり(絆)の構築を試みます。

【集落単位のスポーツの推進】

既存事業の精選と新たな事業の創出

【スポーツを通じた新たなコミュニティ形成の促進】

種目や世代を超えたイベントの実施
高校や大学と連携した事業の企画と運営

基本方針③

スポーツ環境の充実

スポーツに関わる人口の増加や、実施者・組織の連携強化のため、「ヒト(指導者や運営者)の養成と「情報(インターネット、SNS など)」の効果的な活用を促進します。

【ささえる人材の育成】

指導者及びマネージャー的立場の育成
既存組織の連携強化と再編成

【新たな情報発信の工夫】

新たな情報発信を行う体制の整備

【受益者負担意識の定着】

諸団体に対する一律の補助・支援の見直し
「公益性」への積極的補助・支援

本計画では、勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、生涯を通じて楽しむスポーツ、子どもの大きく体を使った運動遊び、また体力づくりや介護予防を目的とする軽運動、地域で交流的に行うレクリエーション的なスポーツ、さらには個人で行うウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動などを含んだ幅広い活動の総称として「スポーツ」として捉えています。